

令和6年第1回臨時会

新郷村議会会議録

令和6年7月29日 開会

令和6年7月29日 閉会

新郷村議会

令和6年第1回新郷村議会臨時会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	2
職務のため出席した者の氏名	2
開会の宣告	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
日程の追加	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
副議長の選挙	6
常任委員の選任	7
議会運営委員の選任	7
八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	8
田子高原広域事務組合議会議員の選挙	9
十和田地域広域事務組合議会議員の選挙	10
議案第42号から議案第45号までの上程、説明	11
議案第42号の質疑、討論、採決	12
議案第43号の質疑、討論、採決	13
議案第44号の質疑、討論、採決	13
議案第45号の採決	14
日程の追加	15
委員会の閉会中の継続調査について	15
村長挨拶	16
閉会の宣告	16
署名議員	17

令和6年第1回新郷村議会臨時会

令和6年7月29日（月）午前10時03分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙

議事日程（第1号の追加1）

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議会運営委員の選任
- 日程第 7 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 8 田子高原広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 9 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 議案第42号から議案第45号まで（村長提出・提案理由説明）
- 日程第11 議案第42号 新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第12 議案第43号 新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第13 議案第44号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例案について
- 日程第14 議案第45号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについて

議事日程（第1号の追加2）

日程第 1 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	佐藤和友君	2番	佐藤泰司君
3番	稲葉嘉浩君	4番	才神幸男君
5番	横道一男君	6番	村岡和俊君
7番	滝沢仁君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工 観光課長	桜井真紀子君
農林課長兼 農業委員会 事務局長	福山鋼蔵君	建設課長	横沢幸治君
税務課長	平葎美幸君	住民課長	本間由美子君
厚生課長	小沢幸寛君	診療所事務長	工藤勝志君
教育委員会 総務課長	高見憲一君		

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	福山徹君	主査	福山拓史君
--------	------	----	-------

◎開会の宣告

○事務局長（福山 徹君） 本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長を行うことになっております。年長の村岡和俊議員をご紹介します。

○臨時議長（村岡和俊君） ただいま紹介されました村岡です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いします。

定足数に達しておりますので、これから令和6年第1回新郷村議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

◎仮議席の指定

○臨時議長（村岡和俊君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席となります。

(臨時議長が指定した仮議席は次のとおり)

1番	佐藤和友君	2番	佐藤泰司君
3番	稲葉嘉浩君	4番	才神幸男君
5番	横道一男君	6番	村岡和俊君
7番	滝沢仁君	8番	福山恵一郎君

◎議長の選挙

○臨時議長（村岡和俊君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「動議」「賛成」の声あり)

○臨時議長（村岡和俊君） ただ今、福山議員から・・・しゃべってないんだな。では動議を行いたいと思います。

○8番（福山恵一郎君） 議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にすることを望みます。

○臨時議長（村岡和俊君） ただいまの推薦にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（村岡和俊君） 異議なしと認めます。

よって、議長の推薦は福山議員君が行います。

はい、福山君。

○8番（福山恵一郎君） 議長には横道一男君を推薦します。

○臨時議長（村岡和俊君） ただいま議長に横道一男君が推薦されました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（村岡和俊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました横道一男君が議長に当選されました。

○臨時議長（村岡和俊君） ただいま議長に当選されました横道一男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって本席から口頭をもって当選の告知をいたします。

横道一男君、ご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○議長（横道一男君） 就任の挨拶ということで、一言、ご挨拶を申し上げます。

新郷村議会議長にご選任を賜り心から感謝申し上げます。私自身、限りなく光栄に存じておりますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。私は常に議員各位の理解とご支援を得ることを念頭において、公平・中立性をもって、円滑なる議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいり所存でございます。

どうぞ今後とも議員の皆様方のご支援並びにご指導賜りますよう、心からお願い申し上げまして就任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○臨時議長（村岡和俊君） これで私の職務は終わりました。議長と交代いたします。横道議長、議長席にお付きをお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時08分）

○議長（横道一男君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時10分）

◎日程の追加

○議長（横道一男君） 本日の追加議事日程はお手元に配布したとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程はお手元に配布したとおり決定いたしました。

◎議席の指定

○議長（横道一男君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおり指定いたします。

（議長が指定した議席は次のとおり）

1番	佐藤和友君	2番	佐藤泰司君
3番	稲葉嘉浩君	4番	才神幸男君
5番	横道一男君	6番	村岡和俊君
7番	滝沢仁君	8番	福山恵一郎君

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、福山恵一郎君、村岡和俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（横道一男君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

副議長に滝沢仁君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した滝沢仁君が副議長に当選されました。

○議長（横道一男君） ただいま副議長に当選されました滝沢仁君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって本席から口頭をもって当選の告知をします。滝沢仁君、ご挨拶を演壇にてお願いします。

○副議長（滝沢 仁君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま新郷村議会副議長にご選任を賜り、大変光栄に存じますとともに心から厚くお礼を申し上げます。今まさに、その責任の重さをひしひしと痛感している次第でございますが、ここに推挙いただきましたからには横道議長を補佐し、皆様のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいり所存でございます。

どうか議員各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（横道一男君） 常任委員等の選任の協議のため、暫時休憩します。

（午前10時15分）

○議長（横道一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時16分）

◎常任委員の選任

○議長（横道一男君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

各常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

（選任した委員は次のとおり）

○総務常任委員

1番 佐藤和友君 3番 稲葉嘉浩君

5番 横道一男君 6番 村岡和俊君

○産業建設常任委員

2番 佐藤泰司君 4番 才神幸男君

7番 滝沢仁君 8番 福山恵一郎君

◎議会運営委員の選任

○議長（横道一男君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

(選任した委員は次のとおり)

○議会運営委員

1番 佐藤和友君	2番 佐藤泰司君
3番 稲葉嘉浩君	4番 才神幸男君
6番 村岡和俊君	8番 福山恵一郎君

各常任委員及び議会運営委員の方々は、休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行うよう、本席から口頭をもって委員会を招集いたします。委員会につきましては、会議室において、総務、産業建設、議会運営の順で行います。

ここで、委員会開催のため午前11時まで休憩します。

(午前10時18分)

○議長(横道一男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長(横道一男君) ご報告いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選を行った結果、総務常任委員長に村岡和俊君、同副委員長に佐藤和友君、産業建設常任委員長に才神幸男君、同副委員長に佐藤泰司君、議会運営委員長に稲葉嘉浩君、同副委員長に佐藤泰司君、以上のとおりそれぞれ当選、決定した旨報告がありました。

◎八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長(横道一男君) 日程第7、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。この選挙は、1人を選挙するものであります。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に、滝沢仁君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました滝沢仁君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました滝沢仁君が八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました滝沢仁君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、本席から口頭をもって当選の告知をします。

◎田子高原広域事務組合議会議員の選挙

○議長(横道一男君) 日程第8、田子高原広域事務組合議会議員の選挙を行います。この選挙は、2人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

田子高原広域事務組合議会議員に、福山恵一郎君、稲葉嘉浩君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました福山恵一郎君、稲葉嘉浩君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました福山恵一郎君、稲葉嘉浩君が田子高原広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました福山恵一郎君、稲葉嘉浩君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、本席から口頭をもって当選の告知をします。

◎十和田地域広域事務組合議会議員の選挙

○議長(横道一男君) 日程第9、十和田地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。この選挙は、1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

十和田地域広域事務組合議会議員に、才神幸男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました才神幸男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました才神幸男君が十和田地域広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました才神幸男君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、本席から口頭をもって当選の告知をします。

○議長（横道一男君） ここで、暫時休憩します。

(午前10時56分)

○議長（横道一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時58分)

◎議案第42号から議案第45号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第42号から議案第45号までの4件を一括上程いたします。

提案者から説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和6年第1回新郷村議会臨時会、提案のご説明を申し上げます。本日ここに、令和6年第1回新郷村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙のところ、ご出席頂きまして誠にありがとうございました。

まず初めに、7月7日執行された新郷村議会議員一般選挙により、めでたくご当選されました議員の方々、誠におめでとうございました。ここに新議員をお迎えして、初の議会開催となりましたことは、村政の為、誠に同慶に絶えない次第であります。

全国的に人口減少という厳しい状況を抱えております。新郷村においても例外ではありません。新聞で消滅の可能性がある自治体と報道されておりますが、それを払拭するような村づくりに邁進していかなければならないと思っております。コロナ感染症が消滅しておりませんが、イベントや行事を通年どおり開催する方向で取り組み、地域経済活性化や地域の発展と村民の幸せを目指し、更には行財政健全化を見据え、限られた予算で最大の効果を得られるような行政運営に努めていかなければなりません。コロナ交付金や物価高騰交付金を活用した村民の負担軽減に努めてまいりました。また国・県の補助事業を取り入れ、事業を起こし、一般財源を抑制し基金を積み上げ、今では財政的に安定していると思っております。

国の交付税依存率の高い村の行財政であります。議員皆様と一緒に、基幹産業の発展・福祉事業の充実・教育振興などを重点的に、村民が明るく元気で安心して暮らせる地域づくりに邁進してまいりたいと思っておりますので、村の発展のために何卒ご支援・ご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の臨時会に提案しております議案4件の概要について、ご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

議案第42号 新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案については、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準との整合性を図るため提案するものであります。

議案第43号 新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案については、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準との整合性を図るため提案するものであります。

議案第44号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例案については、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準との整合性を図るため提案するものであります。

議案第45号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについては、前監査委員の任期が、令和6年7月28日をもって満了したので、後任の監査委員の選任について議会の同意を得るために提案するものであります。

以上提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何卒慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第11、議案第42号 新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第12、議案第43号 新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第43号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第13、議案第44号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例案について、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第44号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の採決

○議長（横道一男君） 日程第14、議案第45号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定によって村岡和俊君の退場を求めます。

（村岡和俊議員退場）

○議長（横道一男君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで、村岡和俊君の入場を認めます。

(村岡和俊議員入場)

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時11分)

○議長（横道一男君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時12分)

◎日程の追加

○議長（横道一男君） 本日の追加議事日程はお手元に配布したとおりであります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程はお手元に配布したとおり決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第1、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から本会議の会期日程等議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本臨時会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで本日の会議を終了いたします。

(午前11時14分)

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議長のお許しを得ましたので一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

本日ここに、新しく選任されました議員皆様をお迎えしての初議会でありましたが、ご提案申し上げましたすべての議案、ご承認を頂きまして誠にありがとうございました。

新郷村議会の新体制も決まり、横道一男議長、滝沢仁副議長を中心に、村が抱えております課題、大きな課題ではありますが、村民の幸せと村発展のために、議会行政一丸となって邁進して参りたいと思っております。

暑さも厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、健康・体調に十分留意され村発展のためご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、臨時会閉会にあたっての挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和6年第1回新郷村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年8月29日

臨時議長 村岡 和俊

議長 横道 一男

署名議員 福山 恵一郎

署名議員 村岡 和俊